

更新手続き Q&A

Q1 更新するとチャージしているお金はどうなるの？

更新した敬老パスにそのまま引き継がれます。

Q2 更新しないまま有効期限が切れてしまい、敬老パスを紛失してしまった場合はどうすればいいの？

更新手続きには敬老パスが必要となりますので、まずは、区役所福祉課・支所区民福祉課で敬老パスの再交付申請をしてください。
敬老パスが再交付された後に、更新手続きをしてください。

Q3 更新の手続きは代理人でもできますか？

更新手続きは代理人の方でも手続き可能です。
更新に必要な持ち物をお持ちいただき、更新手続きを行ってください。

Q4 更新ができない場合はどのような場合がありますか？

同封の「敬老パスの更新手続きのご案内」に記載されている「更新手続きができる日」の日にちより前には更新手続きができません。
また、敬老パスの利用時に改札を正しく出場していない場合は、更新手続きができないことがあります。その場合は、ご利用の駅の改札窓口等での処理をした後に更新手続きができるようになります。

Q5 名鉄・JR東海・近鉄・名鉄バス・三重交通・SRTを利用した際の運賃相当額を受け取るための登録口座を変更できますか？

変更できます。変更を希望される場合は、敬老パスコールセンターまでご連絡ください。なお、ご登録いただいている口座の金融機関（店舗）の統廃合や、口座名義人の氏名の変更などご登録内容が変わる場合には、口座登録の変更手続きが必要となります。

【敬老パスについてのお問い合わせ】

敬老パスコールセンター
☎ 052-766-5500

受付時間 月曜から金曜（祝休日、年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時 15 分

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

※負担金のことなど、個人情報に関することは敬老パスコールセンターでは、お答えできません。

令和 8 年 2 月発行 名古屋市健康福祉局高齢福祉課

敬老パスの 更新手続きについて

同封の「敬老パスの更新手続きのご案内」に記載されている「更新手続きができる日」以降、市営地下鉄駅、区役所・支所、市内郵便局のいずれかで更新ができます。

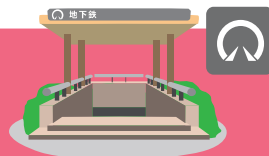
敬老パス更新 更新手続きができる場所

市営地下鉄駅、区役所・支所、市内郵便局

	市営地下鉄駅 (上小田井駅、上飯田駅を除く)	区役所・支所	市内郵便局
受付場所	●券売機 ●駅長室 ●サービスセンター (名古屋・金山・栄)	●区役所⇒福祉課 ●支所⇒区民福祉課	窓口
受付時間	●券売機 地下鉄の営業時間中 ●駅長室 7時～22時 ●サービスセンター 平日 [名古屋・金山: 8時～20時 栄 : 9時～20時] 土・日 [10時～18時 祝休日 (3か所共通)]	8時45分～17時15分 (平日のみ)	9時～16時(平日のみ) ※一部の郵便局で取扱い 時間が異なる場合があります。
持ち物	①敬老パス ②負担金	①敬老パス ②負担金	①敬老パス ②負担金 ③納付書 ※ 事前にコールセンター またはオンライン申請 での申込みが必要です。
方法	●券売機 1ページをご覧ください。 ●駅長室・サービスセンター 職員に敬老パスの更新手続き にきた旨をお伝えください。	職員に敬老パスの 更新手続きにきた 旨をお伝えください。	2ページを ご覧ください。
更新に 要する時間	即日	即日	1週間程度 (年末年始等は2週間)

! 市バス・名鉄バス・三重交通・SRTの車内、名鉄電車・JR東海・近鉄の駅、コンビニエンスストア及び市外の郵便局などでは手続きできません。ご注意ください。





地下鉄駅の券売機で更新手続きする場合

「券売機」を使った更新の手順

※期限更新とチャージ(入金)は別のボタンです。
ご注意ください!

地下鉄の改札にある
黄色い券売機ね!



〈券売機〉

券売機によって画面表示が異
なりますのでご注意ください。

〈別の券売機の表示例〉



手順	内容	画面表示
1	券売機の「敬老パス期限更新」の ボタンをタッチしてください。 お持ちの敬老パスを 券売機に入れてください。	
2	表示された内容をご確認のうえ、 「更新」のボタンをタッチ してください。 更新後の通用期間が表示されますが、 更新した敬老パスは更新日から 引き続き利用できます。	
3	表示された負担金を 現金で券売機に投入 してください。 チャージしているお金やクレジット カードでは負担金を支払うことは できません。	

❗ 期限更新後、利用回数が730回に到達し、利用停止となった場合、更新前の有効期間
終了日まで敬老パスをご利用いただけません。利用停止期間中に、敬老パスにチャージ
した現金等で、市営交通等をご利用になる場合は、期限更新せずに、コールセンターま
でご連絡ください。



市内郵便局で更新手続きする場合

- 市内郵便局での更新を希望される場合は、まずは敬老パス
コールセンター(☎052-766-5500)にお電話いただくか、
右記の二次元コードからオンライン申請をしてください。
「敬老パス交付申請書兼納付書」をご自宅に郵送します。
- 納付書と敬老パスをお持ちのうえ、市内郵便局の窓口で負担金を納めてください。
※更新手続きには敬老パスが必要です。紛失等でお手元がない場合は、お住まいの区
の区役所・支所で再交付手続きを行ってください。(郵便局では再交付手続きができません)
- 窓口で敬老パスをお預かりします。
- お預かりした敬老パスは更新処理を行ったうえで、ご自宅へ郵送します。
お預かりしてからお手元に届くまで1週間(年末年始等は2週間)程度かかります。

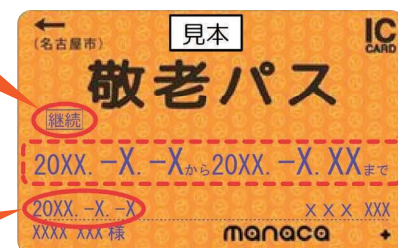


オンライン申請は
こちらから

必ずご確認ください

敬老パスの更新手続きが終わりましたら、券面に新しい有効期間
が表示されていることを必ずその場で確認してください。

有効期限が切れる前に更新すると
「継続」のマークが印字されます。
このマークがあれば、更新した日
から引き続きご利用いただけます。



新しい有効期間に
なっていることを
確認してください。

負担金額について

敬老パスの負担金額は下表の3区分となります。

負担金額 (年額)	区 分	基準額
1,000 円	世帯員全員の合計所得金額(※)が基準額以下の方 生活保護または中国残留邦人等に対する 支援給付を受給している方	●扶養親族なしの方 45万円
3,000 円	本人の合計所得金額が基準額以下であって、 他の世帯員の合計所得金額が基準額を超える方	●扶養親族ありの方 (35万円×扶養親族数) + 66万円
5,000 円	本人の合計所得金額が基準額を超える方	●寡婦・寡夫・障害者の方 135万円

(※) 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額

負担金に
ついて

更新手続きに必要な負担金は、手続きをする時期によって異なる場合があります。
この負担金は、1月～6月に手続きをする場合は前々年の所得により計算し、
7月～12月に手続きをする場合は前年の所得により計算します。
所得が確認できなかった場合は、考えうる上限の負担金を「敬老パスの更新手続きの
ご案内」に記載しております。差額が生じた場合、所得を確認できる書類をお持ちい
ただければ、差額を精算させていただきます。